

入札・契約手続き等の取り扱いについて（お知らせ）

令和8年4月より、災害復旧工事等における入札不調対策を目的とした入札・契約手続き等の取り扱いについて、以下の対策を図ることとしましたので、お知らせいたします。

・指名競争入札における1者入札について

これまで入札者が1者であった場合は入札不調としていましたが、当面の間、入札不調対策として、災害復旧工事に係る指名競争入札に限り、入札者が1者の場合であっても入札を有効とし、対象工事を指名通知書等に明記します。

・一般競争入札の下限額引き上げ等について

昨今の物価高騰や発注事務の簡素化及び迅速化を図るため、制限付き一般競争入札の対象となる下限額の引き上げ及び関連する例規等を一部改正します。

津幡町制限付き一般競争入札実施要綱

別表(第2条関係)

工 種	発注予定金額		
	現 行		改正後
土木一式工事	1,500万円以上	→	5,000万円以上
建築一式工事	1,500万円以上	→	5,000万円以上
管工事	1,500万円以上	→	5,000万円以上
電気工事	1,500万円以上	→	5,000万円以上
その他工事	1,500万円以上	→	5,000万円以上

津幡町建設工事指名競争入札参加者等選定要綱

別表第1(第3条関係)

津幡町建設工事発注基準

土木一式工事	等級	A	B
	総合点数	800点以上	800点未満
	工事請負額の範囲	500万円以上1,500万円未満 ↓ 800万円以上5,000万円未満	800万円未満

・技術者配置要件の緩和と柔軟な運用について（※参考資料1）

技術者不足に対応するため、以下の国や県の運用に準じ、技術者が複数の現場を効率的に管理できる環境を整え、限られた人材でより多くの工事に対応できるようにします。

- 主任技術者の専任制の緩和等
- 現場代理人の常駐義務の緩和

・実勢価格を反映した適正な工事価格の設定について

市場の実勢価格と設計単価の乖離を埋め、事業者が適正な利益を確保し安心して入札に参加できる環境を整えます。

- 最新の資材単価や労務単価の速やかな設計への反映
- 標準的な積算基準では対応しきれない現場条件の厳しい工事における「見積もり」の積極的な活用
- 契約後における物価変動リスクを低減するための「スライド条項」の適切な運用

・施工時期の平準化と適正な工期設定について

特定の時期への工事の集中を防ぎ、業者が年間を通じて安定的に人員を配置・稼働できるよう、以下の取り組みを推進します。

- 債務負担行為の積極的な活用による「施工時期の平準化（通年分散）」
- 契約締結から工事着手までの間に、技術者や資材の手配等の準備期間を設ける「余裕期間制度（フレックス方式）」の積極的な活用（技術者不足による入札辞退の防止）（※参考資料2）
- 技術者の長時間労働を抑制するための「週休2日を前提としたゆとりある工期設定」の徹底

(参考資料 1)

技術者配置要件の緩和と柔軟な運用について

1. 主任技術者の専任制の緩和について

次に該当し、かつ、適正な施工が確保されると認められる場合は、主任技術者の兼任を認めます。

- 工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事
 - 工事現場の相互の間隔が10km程度の近接された場所にある場合
- ◎上記において主任技術者が管理することのできる工事の数は、専任が必要な工事を含む場合、原則2件程度とする。

**※令和5年7月大雨及び令和6年能登半島地震に係る災害復旧工事については、別途要件が適用されま
す。(別添資料参照)**

2. 主任技術者の兼務を認めない工事

- ・新工法を採用した工事
 - ・施工条件が厳しい工事
 - ・第三者に対する影響が大きい工事
 - ・トンネル・橋梁などの重要構造物工事
 - ・監理技術者の配置を要すると見込まれる工事
- (下請金額の合計が5,000万円(建築一式工事の場合は8,000万円以上))

3. 主任技術者の兼務に関する手続きについて

(1) 次の場合には兼務承認申請書(様式1)により、他発注機関の承認を受ける必要があります。

- ◎ 現在、施工中の他発注機関工事に専任で配置している主任技術者を津幡町発注工事の主任技術者(専任・非専任を問わない。)として配置しようとする場合

(2) 入札前の事前審査について

希望の方は、事前審査申請書(様式2)により、入札前に兼務の可否について審査を受けることができます。

- ◎ 申請は、一般競争入札の場合は公告日から概ね5日以内(土日含む、以下同じ)
指名競争入札又は見積徴収の場合は通知日から概ね5日以内とします。

【現場代理人について】

4. 現場代理人の常駐義務の緩和について

次に該当し、かつ、工事の取締り及び権限の行使に支障がなく、発注者との連絡体制が確保されると認められる場合は、現場代理人の兼任を認めます。

- 当該工事の契約額が4,500万円(建築一式工事の場合は9,000万円)未満の工事であること。
- 当該現場の把握を常にできる状況であり、速やかに工事現場に戻ることが出来ること。
- 発注者と常に携帯電話等により連絡が取れる体制で、発注者の求めにより、速やかに工事現場に戻ることが可能であること

5. 現場代理人の兼務について

常駐を要しないと認められた現場代理人は、次の範囲で他の工事の現場代理人を兼務することができます。

- ・兼務する工事の件数…概ね2、3件程度
- ・兼務する工事の距離…工事現場間の移動時間が、概ね30分以内または町内であること
- ・兼務する工事の契約額…契約額が4,500万円（建築一式工事については9,000万円）以上のほかの工事現場の主任（監理）技術者でないこと
- ・他の工事の専任技術者でないこと
- ・現場代理人の兼務する工事の契約額の合計が、概ね9,000万円未満であること

**※令和5年7月大雨及び令和6年能登半島地震に係る災害復旧工事については、別途要件が適用されま
す。（別添資料参照）**

6. 現場代理人の兼務確認申請について

現在、施工中の工事（発注機関を問わない。）に配置している現場代理人を他の工事にも現場代理人として配置しようとする場合は、兼務確認申請書（様式3）によりその確認を受ける必要があります。

【主任技術者と現場代理人を兼務した場合について】

7. 同一の請負契約での兼務について

同一の請負契約での現場代理人と主任技術者は相互に兼務することができます。

8. 主任技術者の兼務が認められた場合について

当面の間、同一の請負契約で現場代理人と主任技術者を兼務している場合、当該主任技術者が他の工事の主任技術者との兼務を承認された場合は、当該現場代理人についても兼務を認めることとします。

【現場技術者等の専任義務に係る合理化について】

・主任（監理）技術者及び営業所技術者等の兼務について

従来、専任が求められる工事現場における主任（監理）技術者は、複数の現場の兼任は原則として認められていませんでした。

また、営業所に配置される営業所技術者等についても、上述の専任が求められる工事現場の主任（監理）技術者との兼務は認められていませんでした。

建設業法の一部改正に伴い、次の要件に該当し、かつ、職務等の適切な遂行に支障が生じないと認められる場合は、専任配置が必要な工事であっても、請負金額が1億円（建築一式工事の場合は2億円）未満の工事については、2現場（営業所技術者等は1現場）まで兼務することができます。

- 工事現場間または営業所と現場間の距離が、1日で巡回可能かつ移動時間が概ね2時間以内
- 各建設工事の下請次数が3次までであること
- 監理技術者等との連絡その他必要な措置を講ずるための者を当該建設工事に配置していること※1
- 工事現場の施工体制を確認できる情報通信技術の措置
- 人員の配置を示す計画書の作成、工事現場に備え置き及び一定期間営業所で保存していること（電子媒体による作成等も可）
- 工事現場以外の場所から現場状況を確認するための情報通信機器が設置され、かつ当該機器を用いた通信を利用することが可能な環境が確保されていること

※1 建設工事が土木一式工事又は建築一式工事である場合には、実務経験を1年間以上有する者に限る。

◎営業所技術者等の兼務については、配置されている営業所において締結された工事であること。

(別添資料)

「令和5年7月大雨」又は「令和6年能登半島地震」に係る災害復旧工事における主任技術者及び現場代理人の兼務等の取扱いについて（※令和7年8月大雨に伴う災害にも適用）

津幡町では、「令和5年7月大雨」、「令和6年能登半島地震」、「令和7年8月大雨」（以下、「同災害」という。）からの早期復旧を図るための特例の施工確保対策として、同災害に係る災害復旧工事（以下、「災害復旧工事」という。）に限り、下記のとおり取扱います。ただし、3は災害復旧工事以外も対象とします。

記

1. 主任技術者の兼務要件の緩和について

通常の兼務可能な件数は原則2件までとしているが、災害復旧工事を含む場合は3件まで兼務可能とします。

2. 現場代理人の兼務要件の緩和について

(1) 工事の契約額について

災害復旧工事については、**4,500万円**以上の工事でも兼務可能とします。（災害復旧工事の場合は入札公告等に明記します。）

(2) 契約額の合計額について

通常の兼務可能な契約合計額は**9,000万円**未満としているが、災害復旧工事については、契約額の合計に含めないものとします。

(3) 兼務可能な件数の上限について

災害復旧工事を含む場合は5件まで（災害復旧工事以外の工事は3件まで）とします。

なお、近接した複数の災害復旧工事について、入札行為を合併し、一つの入札で同一の者に落札させる入札（合併入札（合冊による発注））が行われた場合は、当該入札に係る複数の工事に同一の現場代理人を配置し、一括して1件として数えることができるものとします。

3. 主任（監理）技術者の途中交代について

主任（監理）技術者の工期途中で交代は、死亡、傷病、出産、育児、介護又は退職等といった真にやむを得ない場合等に限られているが、災害復旧工事により、主任（監理）技術者が職務を継続できない場合や工期及び工事内容に大幅な変更が発生した場合等も途中交代を認めることとします。

4. 適用期間

本通知の適用については当面の間とします。

※留意事項

(1) この特例措置における「災害復旧工事」とは、「令和5年7月大雨」、「令和6年能登半島地震」「令和7年8月大雨」に係る災害復旧工事であり、その他の災害復旧工事は通常の工事と同様の取扱いとします。

(2) 兼務する工事に津幡町発注工事以外が含まれる場合、その発注機関の承認も受けること。

(3) 本通知に記載した以外の兼務要件等については、通常どおりの取扱いとします。

(参考資料 2)

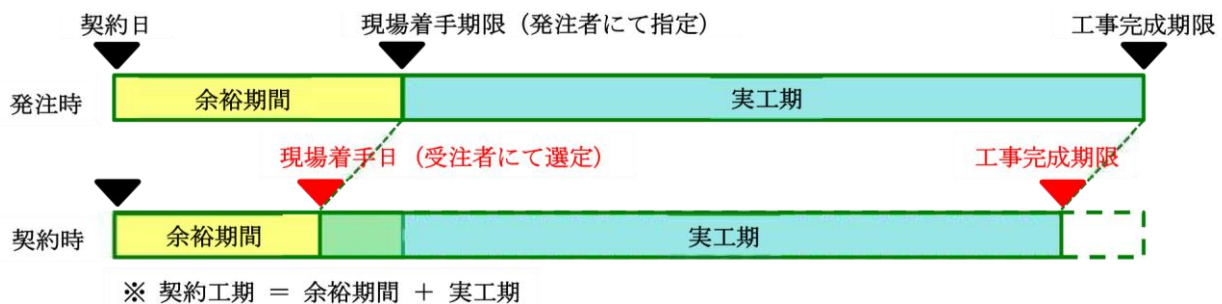
余裕期間制度について（概要）

津幡町では、受注者が建設資材、建設労働者等の準備を行うための期間として「余裕期間制度」を設定します。円滑な工事施工体制を確保することで、柔軟な工期の設定による施工時期の平準化を推進させます。

【余裕期間とは】

現場における着手日（以下、「現場着手日」という。）をあらかじめ決定することにより、現場着手日の前日までを余裕期間として、その期間中に建設材料、労務者の確保等準備を行うことができることから、円滑な工事施工体制の確保を図るものです。

○余裕期間制度（フレックス方式）イメージ図



【目的】

円滑な工事施工体制の確保を図ることにより、柔軟な工期の設定等を通じて、施工時期の平準化を推進させることを目的としています。

【技術者等の配置】

入札時点で主任・監理技術者または現場代理人を配置できない場合でも実工事期間中に配置が可能な場合は工事の入札ができる制度を設けることにより、人手不足や入札不調の解消に寄与します。

・技術者の配置について

余裕期間内は、主任技術者または監理技術者の配置は必要ありません。

(現場着手日以降は建設業法に基づき配置が必要となります。)

・現場代理人の常駐について

余裕期間内は、現場代理人の設置は必要ありません。

(現場着手日以降は工事請負契約約款に基づき常駐が義務となります。)

【対象工事】

余裕期間制度の対象となる工事は次のいずれにも該当する工事とします。ただし、余裕期間制度が適当でないと認める工事はこの限りでない。

- ・ 供用開始や関連工事等に影響を及ぼさない工事であること。
- ・ 当該年度及び翌債等で承認された期日を超えない工事であること。

津幡町発注工事におけるスライド条項の運用について

スライド条項とは

津幡町建設工事標準請負契約約款第 26 条に定められた「賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更」についての規定です。工事の請負契約締結後に賃金水準や物価水準の変動により請負代金額が著しく不相当となった場合に、請負代金額の変更を請求することができます。

スライド条項の種類

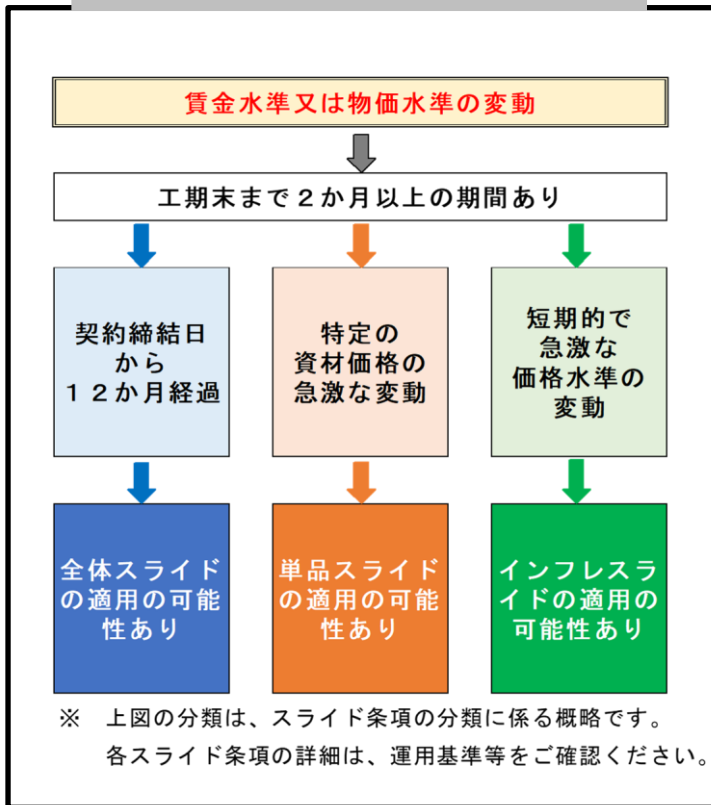
- ・ 全体スライド（第 26 条第 1 項～第 4 項）
契約締結日から 1 年を経過した後に賃金水準や物価水準が変動した場合
- ・ 単品スライド（第 26 条第 5 項）
特定の工事材料の価格に著しい変動が生じた場合
- ・ インフレスライド（第 26 条第 6 項）
急激なインフレ又はデフレが生じ、短期的かつ急激に賃金水準又は物価水準が変動した場合

上記の場合、スライド条項の適用により、請負代金額の変更ができる可能性があります。

ご相談は、各工事担当課へお願いします。

スライド条項の概要とスライド額の算出方法について

スライド条項の分類イメージ(※)



全体スライド (第26条第1項～第4項)

対象 (A)	対象外
<ul style="list-style-type: none"> 基準日(※1)以降に施工する部分 基準日以降に購入する工事材料 	<ul style="list-style-type: none"> 基準日時点で施工済み部分 基準日時点で現場搬入済み工事材料 発注者が出来高数量を確認します。

※1 基準日：受注者がスライド協議を請求した日を基本とします。

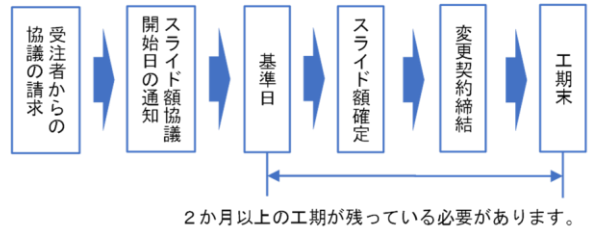
スライド額(変更額)

$$= A \text{ の変動額} - A \text{ の契約日時点の工事金額} \times 1.5\%$$
(※2) (※3)

※2 変動額：基準日時点の工事金額－契約日時点の工事金額

※3 工事金額：発注者の積算による工事価格×落札率

手続の流れ(概要)



- インフレスライド、単品スライドとの併用も可能です。
- 全体スライド適用後に賃金水準が変更された場合は、再度請求することができます。

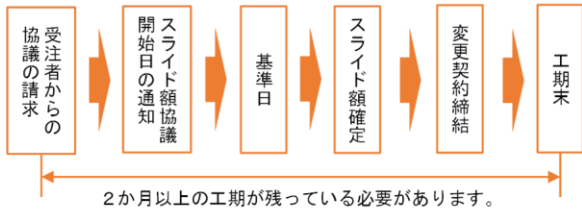
単品スライド (第26条第5項)

対象 (A)	対象外 (B)
変動額が対象工事費の1%を超える工事材料価格 (対象工事費＝請負代金額－B)	<ul style="list-style-type: none"> 部分払完了部分(※1) 部分引渡し完了部分

※1 部分払検査請求時にその部分について単品スライド条項の適用対象とすることを要請し、部分払検査結果通知に適用対象と記載があった場合は、対象とすることができます。

スライド額(変更額) = Aの変動額－対象工事費×1%

手続の流れ(概要)



- 工事材料は、鋼材、燃料油、その他材料ごとに対象工事費の1%を超えるかどうかを判定してください。
- その他材料の分類については工事発注課に相談してください。
- 対象となる工事材料の購入時期や購入価格を証明する書類(納品書、請求書など)を提出する必要があります。

インフレスライド (第26条第6項)

対象 (A)	対象外
<ul style="list-style-type: none"> 基準日(※1)以降に施工する部分 基準日以降に購入する工事材料 	<ul style="list-style-type: none"> 基準日時点で施工済み部分 基準日時点で現場搬入済み工事材料 発注者が出来高数量を確認します。

※1 基準日：受注者がスライド協議を請求した日を基本とします。

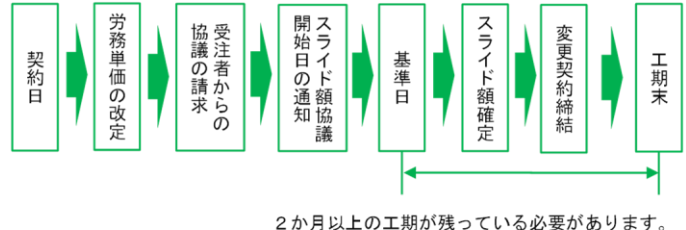
スライド額(変更額)

$$= A \text{ の変動額} - A \text{ の契約日時点の工事金額} \times 1\%$$
(※2) (※3)

※2 変動額：基準日時点の工事金額－契約日時点の工事金額

※3 工事金額：発注者の積算による工事価格×落札率

手続の流れ(概要)



- 協議の請求は、土木工事設計単価表等の労務単価の改定の日以降に行うことができます。
- 全体スライド、単品スライドとの併用も可能です。
- インフレスライド適用後に賃金水準が変更された場合は、再度請求することができます。